

# 建築確認手続き等の運用改善マニュアル

「一般建築物用」

平成22年3月

編集 財団法人 建築行政情報センター  
発行 一般社団法人 新・建築士制度普及協会  
協力 国土交通省住宅局建築指導課

## 建築確認手続き等の運用改善のためのマニュアルの策定について

■本マニュアルは、国土交通省が平成 22 年 1 月 22 日付けで発表した建築確認手続き等の運用改善のうち、以下の事項に係る運用方法等を取りまとめたものです。

### 〈確認審査の迅速化関係〉

1. 確認申請図書の補正の対象の見直し
2. 確認審査と構造計算適合判定審査の並行審査
3. 「軽微な変更」の対象の見直し

### 〈申請図書の簡素化関係〉

1. 構造計算概要書の廃止
2. 建築設備に係る確認申請図書の簡素化
3. 建築材料・防火設備等に係る大臣認定書の省略

### 〈その他関係〉

1. 既存不適格建築物の増改築に係る緩和措置

※： 上記に係る施行規則・関係告示の改正は、平成 22 年 6 月 1 日に施行されます。

※： 申請図書に係る規定は、平成 22 年 6 月 1 日以降に確認申請を行う者（変更確認申請を行う者を含みます。）に対して適用されます。

なお、平成 22 年 6 月 1 日以降に旧申請図書により確認申請がなされた場合には、特定行政庁・指定確認検査機関において弾力的な取扱いが必要です。

本マニュアルでは法令名を以下のように略記します。

[正式名称]	[本マニュアルでの略記]
建築基準法	法
建築基準法施行令	令
建築基準法施行規則	規則

# 建築確認手続き等の運用改善の方針について

国土交通省が平成 22 年 1 月 22 日付けで発表した建築確認手続き等の運用改善

## 1. 経緯

建築確認審査の迅速化、申請図書の簡素化、厳罰化の観点から、制度の見直しの検討を行うため、実務者や関係団体から幅広く意見聴取を行ってきたところではありますが、以下のとおり建築確認手続き等の運用改善の方針をとりまとめました。建築基準法施行規則及び関係告示等の改正については、3 月末日途に公布を行い、6 月に施行する予定です。※

※:平成 22 年 6 月 1 日から施行です。

## 2. 運用改善案の概要

### <確認審査の迅速化関係>

#### 1. 確認申請図書の補正の対象の拡大等（告示改正）

⇒ 確認申請図書の補正の対象は、軽微な不備（誤記、記載漏れ等）とされているが、これを不備（申請者等が記載しようとした事項が合理的に推測されるもの）とする。また、補正にあたっては、適合するかどうかを決定できない旨の通知書の交付や確認審査報告書の特定行政庁への報告を不要とする。

#### 2. 確認審査と構造計算適合性判定審査の並行審査を可能とする見直し（告示改正）

⇒ 構造に係る確認審査後に構造計算適合性判定を求めることとされているが、当該確認審査を終える前においても、構造計算適合性判定を求めることができることとする。

#### 3. 確認審査等の報告に係るチェックリスト告示の簡素化（告示改正）

⇒ 指定確認検査機関が確認済証等を交付した後に特定行政庁へ提出するチェックリストを大幅に簡素化する（項目を約 9 割減とする）。

#### 4. 「軽微な変更」の対象の拡大（規則改正・技術的助言等）

⇒ 計画の変更に係る確認を要しない「軽微な変更」の対象は、安全上の危険の度等が高くない一定の変更とされているが、これを建築基準関係規定に適合することが明らかな一定の変更とする。

また、「軽微な変更」の適用可能な具体事例を提示し、運用の徹底を図る。

#### 5. 大臣認定変更手続きの迅速化

⇒ 超高層建築物等の構造計算や避難安全検証法等に係る大臣認定の変更手続きについて、迅速化を図る。

#### 6. 審査期間短縮及び審査バラツキの是正（技術的助言等）

⇒ 構造計算適合性判定の対象物件については、現在の審査期間（約 70 日※）の半減を目指し、審査期間短縮に係る目標を設定するとともに、取組方針及び公表方法を「建築行政マネジメント計画」（仮称）の策定指針として発出する。

また、各機関に苦情窓口の設置とそれを通じた審査のバラツキ把握及び審査員への指導等の取組みを要請する。

※サンプル調査による平成 21 年 7 月から 12 月までの確認済証交付までに要した実日数の平均

### <申請図書の簡素化関係>

#### **1. 構造計算概要書の廃止（規則、告示改正）**

⇒ 確認申請図書のうち、構造計算概要書を廃止する。

#### **2. 建築設備に係る確認申請図書の簡素化（規則、告示改正等）**

- (1) 非常用照明装置に係る技術的基準の見直しを行うとともに、非常用照明装置の構造詳細図を提出不要とする。
- (2) 水洗便所の構造詳細図を提出不要とする。
- (3) 排水のための配管設備に係る技術的基準の見直しを行うとともに、排水トラップの構造に係る構造詳細図を提出不要とするなど、配管設備に係る図書の簡素化を行う。
- (4) 換気設備の構造詳細図を簡素化する。

#### **3. 建築材料・防火設備等に係る大臣認定書の省略（技術的助言等）**

⇒ 建築材料（防火材料、シックハウス建材）、防耐火構造、防火設備、区画貫通の管及び遮音構造について大臣認定データベースの登録を義務化することにより、審査側が大臣認定書を参照できる環境を整備し、確認申請における大臣認定書の写しの添付の省略を技術的助言等により徹底する。

### <厳罰化関係>

#### **1. 違反設計等への処分の徹底**

⇒ 「建築行政マネジメント計画」（仮称）の策定指針に、中間・完了検査の徹底、違反建築物対策の推進を盛り込み、違反設計等への処分を徹底する。

#### **2. 広範なサンプル調査を実施**

⇒ 違反建築物対策を推進するため、広範なサンプル調査を実施する。

### <その他関係>

1. 小規模な木造戸建て住宅等（4号建築物）に係る確認・検査の特例について、当分の間継続する。
2. 既存不適格建築物の増改築に係る特例の見直し（平成21年国土交通省告示第891号等）について、周知徹底を図る。
3. 住宅性能評価及び長期優良住宅の認定についても申請図書の簡素化を図る。（規則、告示改正等）

# 目 次

建築確認手続き等の運用改善のためのマニュアルの策定について	1
目次	4
＜確認審査の迅速化関係＞	
1. 確認申請図書の補正の対象の見直し	9
(1) 運用改善の概要	9
(2) 運用改善の詳細	9
1) 補正対象について（補正が認められる「不備」）	9
2) 補正等の手続き	10
3) 補正等の方法	13
4) 補正の取扱い	14
2. 確認審査と構造計算適合判定審査の並行審査	18
(1) 運用改善の概要	18
(2) 運用改善の詳細	19
1) 並行審査とは	19
2) 並行審査の方法	20
3) 消防同意手続きとの並行審査	23
3. 「軽微な変更」の対象の見直し	25
(1) 運用改善の概要	25
1) 基本的な考え方	25
2) 「軽微な変更」の対象となる計画の変更	25
3) 軽微な変更の運用	25
4) 構造関連の適用の考え方	26
(2) 軽微な変更の適用事例	27
1) 事例1：基礎杭関係	27
2) 事例2：小梁・床版・屋根版等関係	27
3) 事例3：鉄骨造関係	28
4) 事例4：RC造関係	29
5) 事例5：防火・避難関係	29
6) 事例6：設備関係	30
7) 事例7：一般構造関係	31
参照条文	32
＜申請図書の簡素化関係＞	
1. 構造計算概要書の廃止	37
(1) 規則の改正内容	37
(2) 運用改善の要旨	37
(3) 運用改善後の確認申請図書の記載方法	37
【記載事例①：鉄骨造】	38
【記載事例②：RC造】	40
【記載事例③：木造軸組構法】	42

2. 建築設備に係る確認申請図書の簡素化	44
2. 1. 非常用の照明装置	44
(1) 規則の改正内容	44
(2) 運用改善の要旨	44
(3) 運用改善後の確認申請図書の記入方法	44
2. 2. 便所	44
(1) 規則の改正内容	44
(2) 運用改善の要旨	44
(3) 改正後の確認申請図書の記入方法	44
2. 3. 配管設備	45
(1) 規則の改正内容	45
(2) 運用改善の要旨	45
(3) 運用改善後の確認申請図書の記入方法	45
2. 4. 換気設備	48
(1) 規則の改正内容	48
(2) 運用改善の要旨	48
(3) 運用改善後の確認申請図書の記入方法	48
2. 5. 確認申請図書の簡素化の具体例	49
3. 建築材料・防火設備等に係る確認申請図書の簡素化	59
3. 1. 建築材料・防火設備等に係る大臣認定書の省略	59
3. 2. 「耐火構造等の構造詳細図」の記載例	61
4. その他運用の円滑化に係る事項	64
(1) 「歩行距離」に係る記載について	64
(2) 「求積図」に係る記載について	64
(3) 「かまど、こんろその他設備器具の位置、種別及び発熱量」に係る記載について	64
(4) 「給気機又は排気機の給気又は排気能力及びその算出方法」に係る記載について	64
(5) 建築設備に係る確認申請図書における「二面以上の断面図」の記載について	65
参照条文	66

**<その他関係> 既存不適格建築物の増改築に係る緩和措置**

1. 趣旨	71
2. 既存不適格建築物の増改築に係る制限緩和について	72
(1) 構造耐力規定の制限の緩和	72
(2) 構造耐力規定以外の規定の制限緩和	76
3. 申請図書について	77
(1) 既存不適格調書	77
(2) 既存不適格調書以外に必要な図書等について	78
4. 増改築の際における建築基準の適用の合理化（部分適用）について	79
5. 増改築の際における建築基準の適用の合理化（段階的な改修を可能にする措置）について	82
参照条文	84

**<建築確認申請手続きの運用改善に伴う建築基準法・国土交通省告示 新旧対照表>**

1. 建築基準法施行規則 第3条の2 改正新旧対照表	95
2. 建築基準法施行規則 第1条の3 改正新旧対照表	99
3. 平成19年国土交通省告示835号 改正新旧対照表	110
4. 昭和50年建設省告示1597号 改正新旧対照表	116
5. 昭和45年建設省告示1830号 改正新旧対照表	119